

第三者評価結果公表基準（一時保護所）

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

06-032 (SK2021279)

13-007 (S2021107)

14-002 (SK2021278)

③施設名等

名称：	熊本県中央児童相談所 一時保護所
施設長氏名：	隈部 寛子
定員：	26
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	熊本市東区長嶺南2-3-3
T E L：	096-381-4451
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	1964/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	熊本県
職員数 常勤職員：	9
職員数 非常勤職員：	7
有資格職員の名称（ア）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	7
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	2
施設設備の概要（ア）居室数：	10
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

- ・子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図る。
- ・子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

⑤施設の特徴的な取組

- ・所外レクリエーション、所内レクリエーションの定期的な実施。
- ・昼食交流会の実施。
- ・季節行事（花見、バーベキュー、ハロウィン、餅つき、クリスマス会）
- ・心理司によるグループワークの実施（きづき、ぐるぐる）
- ・学習指導員による児童の学力等に応じた学習の取り組み
- ・児童の自立に向けた取り組みの支援（入浴や排泄の自立等）

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/8/29
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/1/27
受審回数	1回
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

* 子どもが安全感・安心感・信頼感をもてる養育・支援の実践

職員は、子どもの話を聞くことを大切にしている。一時保護所では、「叱る大人はいるけど、怒る大人、叩く大人はいない」ことを子どもが感じ、安心感・信頼感が醸成されるように取り組んでいる。子どもの日記に書かれた思いや感情に寄り添い、温かく優しいメッセージで応えている。退所時のアンケートには「楽しかった」「ありがとうと言ってくれた」「優しくったり、色々してくれた」「将来の夢の事を教えてくれた」等、子どものメッセージが残されている。安全・安心な環境で適切なケアが提供されていることが確認できた。

* 子どものエンパワメントにつながる養育・支援の取組

小さなことでも出来たことを褒め、長所を伸ばす声掛けを心がけ、大切な人であることを伝えるなど、全ての職員が意識をもってメッセージを発信している。子どもが自分を表出する練習となるように「意見箱」を活用したり、おしゃべりしながら工作、手芸をしたり、昆虫飼育や家庭菜園作業、デイキャンプ・登山など、楽しい体験や褒められる経験を通して子ども自身の力を引き出し、エンパワメントに繋げる取組を実践している。

* 一時保護所としての質の向上を目指す取組

毎年自己評価を実施し、3年に1回、第三者評価を受審して質の向上に取り組んでいる。前回の第三者評価での指摘事項について、改善計画を立て、子どもの権利擁護の観点から様々な改革・改善を行っている。また、社会福祉士や保育士の実習、里親の研修、弁護士の視察などを受け入れ、第三者の視点や意見を参考に改善に繋げている。更に、入所児童のアンケートからも改善のヒントを得るなど、質の向上への意識が高い。

◇改善が求められる点

* 一時保護所運営指針と一時保護課職員業務マニュアルの定期的な見直し

運営指針は、平成30年3月1日より施行されている。指針の1「作成趣旨」として「指針の実効性を担保するため、定期的な確認を行っていく」と明示されている。しかし、施行日以降の改正は見られなかった。また、一時保護課職員業務マニュアルは、平成25年3月25日より施行され、平成31年3月31日に一部改正されているが、その後の改正は見られなかった。

養育・支援においては、子どもの権利擁護の観点から日々改革・改善が進められており、運営指針や業務マニュアルとの違いが見られる。速やかな見直しが求められる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

熊本県中央児童相談所一時保護所の第三者評価は令和元年度に続き、2度目となった。今回の受審では、課題と共に施設運営の強みも確認できた。職員は自己評価を行う過程で施設全体を見渡すことができ、組織としても、前回の第三者評価での指摘事項について改めて確認ができたので、改善点を今後の運営に活かしていきたいと考えている。

今回の指摘の中では、一時保護所運営指針、業務マニュアルの定期的な見直し及び、権利擁護の観点から、養育・支援の改革・改善等の継続した取組みが重要であると考え。これ以外で今回指摘をいただいた課題についても、職員全体で検討し、相談所内の他部署との連携や調整を進め、子どもの最善の利益を念頭に置いた一時保護所の支援のあり方について、ビジョンを明確にしていきたい。

今回の受審に際して、ご協力いただいた関係者の皆様やワークショップ「いふ」の皆様に御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

熊本県中央児童相談所 一時保護所

I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		第三 者 評 価 結 果
1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所前に担当児童福祉司が権利ノート等を使用して子どもの権利について説明している。入所後は、一時保護所内のルールや約束事を説明する中で、相談できる人や、意見などを表明する方法等について伝えている。子どもアドボケートの導入を始めており、週に2回アドボケーターが来所して、子どもたちの思いや意見を聞くことになっており、これからの活動が期待される。子どもの権利及び制限される内容について、低年齢や理解力に応じて説明するための資料に工夫があると良いと思われる。</p>		
2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
<p>【判断した理由・根拠】 日々の日記を書く時に「アンケート」用紙を配布し、意見や要望等、自由に書き、意見箱に入れる仕組みがある。意見箱は、毎週1回、児童相談所所長と一時保護課課長のみが立会って開錠され、回答は、廊下に掲示して公表している。「仕事の時間を入れてください」「面接の回数が少ない」「皮膚が痒いから病院へ行きたい」等、自由な意見が述べられている。子どもの意見に対して現在の対応手順が一時保護等の質の向上を図る取組に十分反映される仕組みとなっているかについて、見直すことも期待したい。</p>		
3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護の理由や目的などは、初動班や担当児童福祉司によって説明されることになっており、一時保護所では、入所時に、生活する上でのルールや注意事項、約束事等を説明している。不服申し立ての方法等については、担当児童福祉司から保護者に伝えられている。保護理由が理解できていない子どもや、納得していない子どもへは分かりやすく丁寧な説明への工夫が望まれる。</p>		
4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 担当児童福祉司が子どもと定期的な面接を行い、現状や見通しについて説明することになっている。見通し等に不安を示す子どもには、一時保護所職員が、担当児童福祉司に見通し等について、子どもに十分説明し、合意を得るように働きかけている。</p>		
5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護の解除や解除後の生活等に関する説明は、担当児童福祉司が行うことになっている。一時保護所職員は、子どもから話を聞いたり、様子を観察して担当児童福祉司や担当児童心理司に伝え、子どもが納得できるような説明を依頼している。家庭復帰の場合は、家族面会を重ねたり、施設入所の場合は、施設職員と子どもとの面接や、施設見学の手続きを持つこともある。退所の告知は、退所直前に担当児童福祉司が行うとなっているが、解除に際して子どもが心の準備をするための時間に配慮し、伝える時期についての検討も望みたい。</p>		
6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護解除後も、児童相談所が支援を続けることを担当児童福祉司から説明している。一時保護所でも、解除後に困った時は、担当児童福祉司に連絡できることを伝えている。「新しい生活を始める子どもたちへ」という資料を作って、SOSが出せるように伝えたり、SOSを出す練習も行っている。</p>		
7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 閉鎖型の施設であり、外出、通学、通信、面会、行動等に関して一定の制限がある。安全性が確保されている子どもは、開放型の一時保護所や、施設への一時保護委託で通学が可能となるよう取組んでいる。また、ウェブによる学びが可能となるよう、Wi-Fi設備の導入も検討している。入学式や、卒業式、修学旅行など、担当児童福祉司と協議を行い、出来るだけ参加できるように支援している。通信は、親兄弟などの親族への手紙は、担当児童福祉司を通して発送されている。所外レクリエーションを月に2回実施したり、保護が長期にわたる子どもには、職員同伴で買い物に出かけるなどの取組を行っている。権利制限が必要最小限となるよう、更なる取組を期待したい。</p>		

	8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 子どもには、虐待等があった時は、すぐに職員に相談するように日々伝えている。被虐待児童等の虐待を防止するために、心理判定課職員による職員研修が実施されている。過去3年間、職員による子どもへの虐待等の事例は見られなかった。 令和4年4月に一時保護所内虐待防止マニュアルを作成している。マニュアルの職員への浸透とマニュアルに沿った対応で、虐待が継続して防止されるような環境づくりが期待される。</p>			
	9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所時に保護所内のルールとして暴力はしないこと、暴力を受けた時は職員に伝えることを説明している。職員は、注意を要する子どもについては、情報を共有して観察を行いトラブルの未然防止に取り組んでいる。事案が起きた場合は、日誌に記録して職員会議で報告し、再発防止対策を検討している。暴力事件報告書を作成し、子どもが暴力に至った要因分析も行っている。 子ども同士での暴力等の防止のために、職員の観察力の向上や気づいた時の対応方法などの研修の充実が望まれる。</p>			
	10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所時、外国籍・宗教等で食習慣や日課が違い、配慮が必要な子どもについての情報等は、担当児童福祉司から一時保護所に伝えられる。宗教上食べられない食材に配慮した除去食や、日本食が苦手な子どもには主食をパンに変更するなどの対応をとっている。 文化・慣習・宗教等による食習慣や日課の違う子どもが入所することを想定した対応指針の策定も期待したい。</p>			
	11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所前に居住空間やトイレは男女で分かれていること、入浴は一人ずつ等を説明している。LGBT等、性的指向または性自認に配慮が必要な子どもの部屋割りは、トラブルが生じないように出来るだけ個室を使用するなどして配慮しているが、個室に限りがあり十分な対応は難しい状況にある。女子の下着類は、それぞれの居室に干し、外部の視線を遮る配慮が見られた。 トイレや居室等、ハード面での工夫・整備が望まれる。</p>			
2養育・支援の基本			
	12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 入所後、障害のある子どもによっては、一時保護所での生活が難しい場合もあり、他施設等への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている。 職員は、子どもの話を聞くことを大切にしている。一時保護所では「叱る大人はいるけど、怒る大人、叩く大人はいない」と言うことを子どもが感じ、安心感・信頼感が醸成されるように取り組んでいる。また、子どもの日記に書かれた思いや感情などに寄り添い、温かく優しいメッセージで応えており、信頼感を持てる養育・支援に取り組んでいる。 退所アンケートには、「楽しかった」「ありがとうと言ってくれた」「優しくったり、色々してくれた」「将来の夢のことを教えてくれた」等、書かれており、子どもが安全感や安心感、信頼感を持って保護されている様子が伺えた。</p>			
	13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 小さなことでもできたことを褒め、長所を伸ばす声掛けを行い、大切な人であることを伝えるなど、全ての職員が意識を持ってメッセージを発信しており、子どものエンパワメントに繋げている。工作物などの作品づくりや、野菜を育てたり、編み物に取り組んだり、ロアツソの試合を見学したり、クリスマスや餅つき等、季節ごとの行事を楽しむなど、楽しい経験の機会を多く作り、体験を通して自己表現を促し、エンパワメントにつながる養育・支援に取り組んでいる。</p>			
	14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 生育歴や家族歴等の聞き取りは担当児童福祉司が行い、情報は、一時保護所にも伝えられている。生活の中で子どもが自己開示を始めたなら居室などに移動して子どものペースを尊重し、被誘導的な受け答えで聞くことにしている。内容は、担当児童福祉司にも伝えることを子どもに伝えている。警察の事情聴取を受けた子どもが帰所した際は、温かく迎えて労をねぎらい、その後の様子を丁寧に観察し、気づきは日誌に記載している。</p>			

II 一時保護の環境及び体制整備 1適切な施設・環境整備			
	15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 児童養護施設の設備運営基準で定める一室の定員数や、男女別の居室など、法令を遵守した運営が行われている。 緊急保護や兄弟同時保護など、一度に複数の児童を受入れる可能性もあり、一時保護委託を行うなどして調整しながら受入れている。 これまで子どもの安全確保に配慮し、使用していない時間帯の遊戯室や食堂は施錠していたが、子どもが自由に使用できる空間を広げるため、食堂を就寝前まで開放している。 個室は男女ともに1室ずつと少ないが、女子居室の廊下側下部は、曇りガラスを使用し、カーテンが付けられており、プライバシーへの配慮が見られる。 また、居室の壁紙の張替えや、トイレの改修、食堂の窓側にカウンターを設置するなど、生活環境の改善に向けた取組が行われている。</p>			
	16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所時に生活上の日課やルールが伝えられている。日課表は廊下にも掲示され、日課をベースに集団生活が営まれている。日課に乗れない子どもは居室で静養したり、食堂のカウンターを使用して学習するなど子どもの状況に応じて対応している。 頭髪の色は子どもの原籍校で禁止されていない限り、髪の色を求めず本人の自由としている。 また、私服は華美なものや肌の露出度の高いもの以外は着用を認めるなど、子どもの個別性に配慮している。 限られた空間のため、個室の確保が難しい環境にある。必要な子どもに対し、個室で生活できる環境の整備が必要と思われる。</p>			
	17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 居室はじめ廊下や遊戯室、学習室、食堂は清掃が行き届き、生活の場として清潔な空間が確保されている。また、定期的に害虫駆除を実施し衛生的な環境が整備されている。 外部からの視線は植栽などで遮られ、安心して生活できるように配慮されている。 前回課題とされた施設設備の修繕等の必要性に関しては、補修工事等を実施し、壁の破損個所の修繕等、改善に向けて積極的に取り組んでいる。 遊戯室にスクリーンを設置し、マットを敷いて子どもが寝そべて映画鑑賞したり、エクササイズなどが楽しめるよう工夫している。 脱衣所の床の張替えを予定しているが、浴室は冬場は特に寒々としており、入浴を楽しめる環境には程遠いと感じられた。ユニットバスを設置する等、改善が必要と思われた。</p>			
2 管理者の責務			
	18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 管理者の職務内容は「一時保護所事務分掌表」に明示し、職員に周知している。管理者は「子ども優先」を念頭に一時保護所の運営を心がけ、職員指導に努めている。 職員自己評価には、「職員の意見をよく聞き的確な助言がある」「悩んでいるときにアドバイスがもらえる」「毎朝の引継ぎの際に適切なスーパービジョンが行われている」等の記載が見られた。管理者は、風通しのよい職場づくりに努め、職員との信頼関係を構築し、子どもへの援助・指導にリーダーシップを発揮していることが伺われた。 また、一時保護の受入れに際しては、入所児童の特性や居室の状況等を考慮して判断し、必要な場合は一時保護委託を行うなど管理者としての役割が実践されている。</p>			
3 適切な職員体制			
	19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護所として児童養護施設の設備運営基準以上の職員が配置され、保育士や心理担当職員、学習指導員など必要な専門職が配置されている。 しかし、特性のある子どもや不穏児童等の対応、幼児が入所している時期などは個別ケアが必要となり、手薄になりやすく、「職員が不足している」「夜間帯の職員の増員を希望する」等の声が職員の自己評価に見られた。管理者は現状を十分把握しており、児童指導員と夜間指導員の増員について関係部署へ働きかけており、実現が望まれる。</p>			

	20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 児童指導員や保育士等、各職種の役割は「一時保護所事務分掌表」で明確にされている。 福祉の専門職と行政事務職のバランスに配慮した職員配置が行われ、社会福祉士の資格を有する職員も複数おり、日々の子どもの援助・指導に携わっている。 職員は担当児童福祉司、担当児童心理司に日々の行動等について電話や口頭、メールで情報提供し、担当児童福祉司等からも情報提供を受ける体制が整備されている。 担当児童福祉司は共有フォルダー内の一時保護所の日誌や子どもの行動観察表の内容をいつでも閲覧できるようになっている。 管理者は看護師の継続任用について関係部署に働きかけている。</p>			
	21	情報管理が適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 個人情報の取扱いは、県の個人情報保護に関する規程や一時保護所運営指針に基づき行われている。 子どもの個人情報に関する書類は、職員以外の立ち入りを禁じている常時施錠管理された職員室に保管されている。職員が離籍する時は、書類を仕舞い、不要な書類はシュレッダーで廃棄するなど、個人情報が外部に漏れることがないように配慮している。また、ホワイトボードに記載している子どもの氏名等の個人情報は、工事関係者など外部の者が立ち入る際は紙で覆い漏えい防止に努めている。 個人情報等の管理に関しては、新入職員研修等、県庁で実施される研修に参加して、知識の習得と理解に努めている。</p>			
	22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護所年間計画の目標として「職員の研修への積極的参加、OJTの充実を行い、職員のスキルアップを図る」を掲げ、年間研修計画を作成し、計画に基づき一時保護所内研修が毎月2回行われている。研修は心理判定課の職員が講師となりトラウマやアンガーマネジメント、パワーコントロール等テーマ別の研修と子どもの特性に応じた事例研修が実施されている。また、職員の経験や習熟度を考慮して「国立児童自立支援施設武蔵野学院」で行われる研修に参加し、知識の習得とスキルアップに努めている。 しかし、外部研修参加の意欲を持ちながら実現できていない職員の声も自己評価に複数見られた。一人ひとりの成長を目的とした研修計画の策定と実施を期待したい。職員別の研修履歴があると更によいと思われる。</p>			
	23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 職員間の情報共有や引継ぎに関してはシフト制勤務のため、毎朝の職員会議で前日の子どもの様子や行動など子どもの援助・指導に関する必要な情報を共有して引き継いでいる。 子どもの生活の様子など留意すべき事項は共有フォルダ内の「日誌」に詳細に記録され、職員はいつでも必要な情報を確認できる仕組みが構築されている。 夕方には夜間指導員と打合せを行い、その日の子どもの様子等、情報の共有化が図られている。</p>			
	24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護所は中央児童相談所に併設されており、担当児童福祉司や担当児童心理司と連携が保てる範囲に設置され、三者協議等を通して援助の方向性を固めるなど連携して取り組んでいる。 八代児童相談所は地理的に離れた場所に設置されているが、担当児童福祉司とは随時電話やメールを介して情報共有が行われ、週1回管理者が出向くなど連携が図られている。 また、子どもの記録が記載された日誌はパソコンのネットワークを活用して共有する仕組みが構築されている。児童福祉司や児童心理司と組織的に連携する体制は整備されているが、担当の児童福祉司によっては連携に濃淡が見られる様子も伺われ、更なる連携の強化が望まれる。</p>			
	25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	b
<p>【判断した理由・根拠】 年次有給休暇の取得状況や時間外労働等労務管理に関するデータ等の就業状況は、職員別に把握され、休暇の取得も勧められている。 シフト制勤務のため、休暇の取得を希望する職員にはできるだけ希望に沿うよう配慮して勤務表を作成している。上司や同僚と相談しやすい風通しのよい職場環境作りに努めており、働きやすいと感じている職員の声も複数自己評価に見られた。 夜間指導職員が休暇を取得する際の職員体制について、負担を感じている職員もおり、夜間の職員体制について見直し・検討が望まれる。</p>			

4 関係機関との連携			
	26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 医療機関との連携は担当児童福祉司が行っている。 受診が必要な子どもには児童福祉司が同行することになっているが、必要に応じて一時保護所の看護師が同行することもあり、連携が図られている。 児童相談所の保健師が毎朝の職員会議に参加し、子どもの健康面や服薬管理に助言やアドバイスをしている。 医療体制の充実に向け、医師の常駐に向けた取組が進められている。</p>			
	27	警察署との連携が適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 警察署との連携は担当児童福祉司が行っているが、子どもが警察から面接を受けるときは、児童相談所に常駐している現職警察官が、子どもに付き添うなどして連携している。 子どもの暴行や無断外出事案等が発生した場合は、警察署の迅速、適切な協力が得られる体制が構築されている。</p>			
	28	施設や里親等との連携が図られているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 施設や里親との連携は担当児童福祉司が行っている。 施設への入所や里親委託へ移行する際は、児童福祉司が受入れ先の施設や里親と面会の場を設け、子どもの不安軽減等に努めている。 担当児童福祉司は行動観察表を通して子どもの保護期間中の様子や日常生活の状況等の情報を提供するなど、施設や里親と連携して取り組んでいる。 また、必要に応じて一時保護所の職員は担当児童福祉司の同席のもと施設職員や里親に子どもへの配慮が必要な点や特性、不穏時の対応、得意な面などを伝え、子どもが安心して新しい生活に移れるよう支援している。</p>			
	29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 病院や学校など関係機関との連携は児童福祉司が行っている。 一時保護中は子どもの原籍校から教材の提供を受ける際は児童福祉司を介して行っている。 家庭への移行に際しては、一時保護解除後の支援の継続性を確保するため、児童福祉司が関係する要保護児童対策地域協議会に必要な情報を提供するなど、地域との連携が図られている。</p>			
Ⅲ 一時保護所の運営 1 一時保護の目的			
	30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 理念を「1、子どもの最善の利益を最優先に考慮する」「2、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図る」として明文化している。理念は一時保護所の目的に合致しており、「一時保護所年間計画」に掲載し、年度当初の職員会議の場で職員に周知している。 一時保護所運営指針は、平成30年3月1日から施行されている。作成趣旨に「指針の実効性を担保するため、これに沿った運営が行われているか定期的な確認を行っていく」と明示されているが、施行以来見直しの実施は見られない。養育・支援においては、子どもの権利擁護に留意して日々改善が進められており、実態との違いが見られた。運営指針や業務マニュアルの見直しが求められる。</p>			
2 一時保護所の運営計画等の策定			
	31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】の 単年度における事業計画は「一時保護所年間計画」として職員の意見等を反映して管理者が策定している。計画は年度の目標と昼食交流会や所内・外レクレーションなど行事の年間計画と心理士が行う所内研修から構成されている。 所外レクレーション等各事業は実施後、職員による評価・反省の上、次年度に繋げている。 しかし、年間計画全体の実施状況の評価・見直しまでには至っていないように見られた。 今後は行事を含め、職員体制や人材育成、施設設備等の課題等を踏まえ、具体的な計画を策定し、計画に基づく取組の実施を期待したい。</p>			

3 一時保護の在り方			
	32	緊急保護は、適切に行われているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 緊急保護の対応は初動班や担当児童福祉司が行い、子どもの理解を得るよう説明が行われている。 一時保護所では突然の環境変化のため、戸惑いや不安感を持つ子どもの心を和らげるように心がけて丁寧に 対応している。 入所後は速やかに健康診断を行い、必要な場合は専門医を受診させるなど、担当児童福祉司と連携して対応 している。 閉鎖的な環境での保護期間が出来るだけ短くなるよう、入所後は担当児童福祉司、担当児童心理司と職員が 三者協議やその後の援助方針会議で検討している。</p>			
4 一時保護所における保護の内容			
	33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 規則正しい生活が身につくように生活日課が策定されている。 日々の掃除や洗濯、配膳、下膳、入浴等を通して生活習慣が身につくよう援助・指導している。 日課に馴染めない子どもは居室で静養させるなど、無理をせず徐々に生活習慣が身につくよう子どもの状況 に合わせて生活面のケアが行われている。 入浴や洗面、歯磨きなどは、子どもの年齢だけで判断することなく、子どもができることは子ども自身がや れるように職員も意識しながら見守り、支援している。</p>			
	34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供され ているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 レクリエーションを楽しめる空間として遊戯室があり、天井が低い等の課題はあるが、子どもはバドミントン やドッジボール、卓球などのスポーツを楽しむことができる。幼児はブロックやおもちゃ等で遊ぶなど年齢や 希望に応じて子どもが選択できるよう配慮している。 遊戯室には大きなスクリーンが設置され、映画鑑賞や踊りの練習、エクササイズなどを子どもが自由に選ん で楽しめるように整備されている。 また、食堂の窓側にカウンターを設け、一人で読書や音楽、DVDを鑑賞することができるなど、環境整備が図 られている。 所外レクリエーションとして定期的に動物園や恐竜博物館の見学、サッカーチーム「ロアッソ」選手との交 流、釣り、デイキャンプなど多様な野外活動が実施され、子どもにも喜ばれている。 中庭のブランコや滑り台等の遊具や備品類は定期的に点検し、事故防止等に配慮している。 今後、子どもが自由に遊び、楽しめるプログラムの更なる工夫を期待したい。</p>			
	35	食事が適切に提供されているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 食事は栄養バランスやアレルギーに配慮して一週間の献立表が作成され、適切な時間に提供されている。子 どもが食事を楽しめる献立、手作りの料理、子どもの好きなメニュー等、工夫が見られる。定時に食事が摂れ ない子どもには、出来るだけ個別対応し、食物アレルギーのある子供に誤食が発生しないようにトレイに名札 を置き、最初に提供している。また、食堂の窓際にカウンター席を設置し、一人でも食事できるように配慮 している。訪問調査当日の昼食時、子どもたちは「ごはんが一番の楽しみ、とっても美味しいから太ってし まった」など笑顔で話してくれた。厨房では衛生管理が徹底され、調理員は定期的に検便を実施して健康管理 を行い、食事の安全・衛生を確保している。</p>			
	36	子どもの衣服は適切に提供されているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 子どもの衣類は毎日洗濯し、小学生以上は、下着、靴下の手洗いや、洗濯物干しを自分で行えるように支援 している。入所時に生活に必要な着替えとして2日分を持ち込むことができ、持っていない子どもには必要に応 じて貸与している。季節に応じた、出来るだけ状態の良い服を貸与し、下着は新品を支給している。ただ、2日 分に制限された衣服の量は十分であるか、検討することも望みたい。</p>			
	37	子どもの睡眠は適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 小学1年以下の子どもは、夜8時に、その他の子どもは9時を消灯とし、朝は7時を起床時間として設定し、基 本的な生活習慣の確立を支援している。中、高生の9時就寝については、子どもから不満の声も出ているようだ が、学習する場合は、延灯を認めるとしている。寝具類は退所時に洗濯・乾燥を行い、清潔で季節に応じた寝 具を提供している。幼児が夜泣きする時は、他児に迷惑とならないように医務室に移動して添い寝をする等、 臨機応変に対応している。 就寝時の空調温度管理は夜間指導員により行われている。夏冬は、前もって居室にエアコン入れるなど、季 節や児童の体調に合わせた空調管理が行われている。高校生の子どものアンケートに「部屋に時計がないのは おかしい」と書いている。目が覚めた時、時間を知ることが出来るように時計設置への工夫が望まれる。</p>			

	38	子どもの健康管理が適切に行われているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 入所時に、嘱託医による健康診断を実施し、一時保護所職員と看護師は情報を共有して、必要に応じ医療機関の受診を行っている。職員は、子どもの健康状態について朝礼・昼礼時に確認し、また、子どもの表情や振る舞いなどを観察して、随時声掛けし、状態の把握に努めている。日々の行動を客観的な視点で観察し、日誌に記載している。なお、体調管理は口頭による確認に加え、項目を設けたチェックシートの活用も検討されている。夜間の急な病変により医療機関受診が必要な場合は、付き添い対応可能な職員を確保したうえで日赤病院の救急外来を受診することとしている。嘱託医や保健師・看護師との連携で、子どもの健康管理が適切に行われている。</p>			
	39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 子どもの教育は、9時30分から3時限授業として学習時間が確保されている。子どもが希望すれば自由時間にも学習できる。学年にとらわれず、子どもの特性や学力に応じた学習教材を提供し、学習指導員による指導が行われている。また、学習意欲を高めるために、好きなアニメに出てくる漢字を練習したり、コグトレを行うなど、工夫している。一時保護の長期化が予測される場合は、一時保護委託を行い出来るだけ通学機会を確保したいとしている。状況によっては、卒業式や修学旅行へ参加できるように支援している。在籍校からの教材の提供などについては、更なる連携が必要としている。</p>			
	40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 未就学児については、保育士を中心に保育が行われている。保育は遊戯室や食堂、中庭を使用して様々な遊具で遊べるように工夫している。10時と3時はおやつタイムとなっている。職員の自己評価によると、シフト制勤務のため、職員によって保育の内容に差異が見られるとあり、保育メニューの検討など、子どもの年齢や発達段階に応じた保育計画の作成とそれに沿った保育の提供が望まれる。</p>			
	41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 家族等に関する情報提供は、担当児童福祉司が行うことになっており、一時保護所にも情報が伝えられる。一時保護所では、子どもの様子を注意深く観察し、状況に応じた支援に努めている。 面会、電話、文書等への対応については、三者協議で決定している。 子どもから家族についての話が出た時は、子どもの思いを日誌に残し、担当児童福祉司や担当児童心理司に伝えて適切な支援となるよう取り組んでいる。</p>			
5 特別なケアの実施			
	42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 子どもの入所時は、担当児童福祉司と担当児童心理司によるアセスメントが実施され、一時保護所職員は、三者協議で把握された児童の特性についての情報を共有し支援している。担当児童心理司による性加害児童のためのプログラムによる支援も行われている。被害児童が女性の場合は、男性職員は、一定の距離を置くなど、適切な対応に努めている。トラウマ症状や自傷等がある場合は、速やかに担当児童心理司等と情報共有し、必要に応じて病院受診を実施することとしている。近年、保護所内では性的問題は発生してない。 他職種によるカンファレンスの充実や、性教育について課題を示す職員の声も聞かれ、今後の取組を期待したい。</p>			
	43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 子どもの入所時は、担当児童福祉司と担当児童心理司によるアセスメントが実施され、一時保護所職員は、三者協議で把握された子どもの特性について配慮し支援している。一時保護所職員業務マニュアルに「暴行等への対応」として手順が明記されている。自傷行為のある子どもの入所が増加しており、対応に苦慮する職員の声も聞かれる。ハサミなどの危険な物品は、毎日定刻に定数確認し他害や自傷行為の未然防止に努めている。また、他害や自傷行為に対して、職員がとる行動に不安の声もあり、マニュアルの見直しや、職員研修の充実が求められる。 他害については加害児と被害児の分離を行う際、ハード面で限界があり、今後の検討課題となっている。</p>			
	44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 「一時保護児童の無断外出対応マニュアル」が整備され、事前対応から帰所した際の対応手順が明記されている。受け入れ時のアセスメントで、無断外出の可能性のある子どもについては職員間で情報を共有している。職員は、優しい声掛けや気持ちを傾聴するなどして、子どもが安心して過ごせる環境づくりを心がけ、無断外出につながらないように支援に努めている。また、無断外出対応訓練を児童相談所全体で年に、1～2回実施しており、過去3年間は無断外出は発生してない。</p>			

	45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	—
【判断した理由・根拠】 重大事件に係る触法少年と思われる子どもの一時保護は近年行われていない。このような事例が発生した際は、家庭裁判所と協議して家庭裁判所送致とすることとしている。			
	46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 近年は一時保護中に身近な親族等を失った事例は発生してないが、このような事例が発生した場合は、子どもの意向を確認し、状況に応じて担当児童福祉司が同行し葬儀等に列席させることとしている。喪失感への配慮やグリーフケアを担当児童心理司と連携しながら実施することとしている。 このようなケースが発生した場合を想定した対応指針を策定することも望まれる。			
	47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもの入所時は、担当児童福祉司と担当児童心理司によるアセスメントが実施され、一時保護所職員は、三者協議で把握された被虐待児童の背景も含めた情報を共有して支援している。子どもの様子で気になる点などを職員会議で共有し、必要に応じたケアを行っている。また、担当児童心理司による心理的ケア・治療的ケアが行える支援体制もある。TIC研修も行われている。 被虐待児の入所が増加しており、担当児童心理司、担当児童福祉司との更なる連携・チーム体制の強化が望まれる。			
	48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 障がい児の受け入れにあたっては、軽度の知的障害や発達障害を有する子どもは受け入れている。身体障害を有する子どもについては、浴室、トイレ、居室、バリアフリー等、ハード面で限界があることから障がい児入所施設への一時保護委託等で対応している。「発達障がい児対応」研修を実施し、障害への理解を深めるための取り組みがなされている。			
	49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護される子どもはこれまでの生活環境が影響して保健面にいろいろな問題を抱えており、医療行為が必要となる場面も少なくない。医療行為が必要と判断される子どもは、担当の児童福祉司と協議の上、速やかに医療機関を受診している。医療機関の受診は診療科ごとに留意点をマニュアルで示し迅速な対応ができるようにしている。子どもごとの服薬管理はダブルチェックし、飲み忘れや誤薬が発生しないよう行っている。なお、看護師の配置が平日のみであることから、健康上配慮が必要な子どもの受入れ可否についての判断基準を設定することも望まれる。			
6 安全対策			
	50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
【判断した理由・根拠】 「一時保護児童の無断外出対応マニュアル」を整備し、事前対応から初期捜索までの手順を職員間で共有し、一年に一回から二回、「無断外出対応訓練」を実施しており、発生時の対応は明確にされている。一時保護開始時には、保護の経緯や無断外出の可能性について把握し、子どもが、落ち着いて生活できるように優しい声掛けをこまめにするなどして、安心できる環境づくりを行い、無断外出の未然防止に努めている。過去3年間、無断外出は発生してない。			
	51	災害発生時の対応は明確になっているか	a
【判断した理由・根拠】 防災対応マニュアルが整備され、避難計画に基づき、火災避難訓練を毎月実施、隔月で風水害・地震等の防災訓練、消防署への通報訓練が実施されている。直近の地震防災訓練では、太鼓の音を地震発生として臨場感を出し、タオルケットで簡易担架を作り、負傷者の救助訓練を行っており、避難訓練実施状況に記録されている。子どもの記憶に残りやすい様に工夫された訓練となっている。災害発生時の緊急連絡先一覧も整備されている。			

	52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 感染症予防マニュアルが作成されており、予防や発生時の対応が明確になっている。入所前に感染症の有無や可能性を把握し、アルコール消毒の設置、手洗い確認、日々の検温が日常的に行われており、予防対策が講じられている。しかし、新型コロナウイルスが発生し、問題点が浮き彫りとなったと職員の自己評価に示されている。「ハード面での限界があり、個室での隔離が不十分」「担当スタッフが限られている」「閉鎖された空間での換気対策、環境整備が求められる」としている。一時保護所は集団生活であることから感染症防止のため更なる対策の検討が求められる。</p>			
7 質の維持・向上			
	53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護所運営指針、一時保護課職員業務マニュアルが作成されている。新任職員には、マニュアルに沿って業務の詳細説明を行うこととしている。一時保護所運営指針、一時保護課職員業務マニュアルは、見直しが必要ではなく、養育・支援の実態と違いも見られた。運営指針、業務マニュアルの見直しが求められる。</p>			
	54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a
<p>【判断した理由・根拠】 年に1回自己評価、3年に1回第三者評価を受審して、質の向上に向けた取り組みを継続している。前回の第三者評価における指摘事項について、改善計画をたて、子どもの権利擁護の観点から様々な改革・改善に取り組んでいる。社会福祉士や保育士の実習、里親の研修、弁護士等関係者の視察など、第三者の視点や意見を参考に改善に取り組んでいる。また、入所児童が自由に書くことができるアンケートからも改善のヒントを得るなど、質の向上への意識が高い。</p>			
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 1アセスメントの実施			
	55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 入所時の子どもの状況は様々であり、情報の量も十分とは言えない。初動班から得られる情報だけで入所した子どもについては、担当児童福祉司に家族への聞き取りや、保育所や学校などの関係機関等への問い合わせを依頼し、ワクチンの接種状況やアレルギーの有無等の情報を得ている。入所後実施する健康診断や、ほぼ1週間かけての行動観察などで、子どもについての情報把握に努めている。</p>			
	56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 保護開始にあたって担当児童福祉司が把握した子どもや家庭に関する情報等は、一時保護所にも伝えられ職員で共有している。保護開始後、ほぼ1週間以内に開催される一時保護所職員・担当児童福祉司・担当児童心理司による三者協議において行動観察のポイントを整理している。これに基づき行動観察表を作成し、援助方針会議に行動診断として提出されており、社会診断・心理診断・医学診断とともに支援方針を決定する総合的なアセスメントの資料とされている。一時保護所で行われた子どもの生活全般にわたる参与的観察や、生活場面における面接等で得られた情報は、行動観察表に組み入れ、行動診断として提供している。</p>			
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施			
	57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
<p>三者協議で作成された「援助協議シート」に記載された子どもの課題や要観察事項の留意点を職員間で共有して、生活場面での観察を行い、日誌に記録している。生活は、ほぼ日課とルールに沿って支援されているが、トラウマ反応や発達障害等、個別ケアが必要な子どもには、職員会議等で検討し、個別に対応している。個別援助指針に基づく個別ケアの実施が望まれる。</p>			
	58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行なえているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 日々の観察を通して気づいた子どもの変化は、日誌に記録し、職員会議等で共有し、変化に応じた支援となるよう取り組んでいる。入所後30日を経過した場合は、一時保護所職員・担当児童福祉司・担当児童心理司による「30日協議」を実施して支援の見直しを行っている。長期間の保護にならないように、一時保護委託への移行も含めて担当児童福祉司に働きかけている。 個別援助指針の策定と見直しは見られなかった。</p>			

3 子どもの観察			
	59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 職員は、学齢児と幼児に分けて担当を決め、子どもの全生活場面での行動を、客観的な視点で観察し、日誌に記載している。毎朝の職員会議で、日誌に記載された全ての子どもの前日の様子の引き継ぎが行われている。子どもに関する記録は、子ども別のファイルにも記載されている。 記録は、事実と所見が区別して書かれると更に良いと思われる。			
	60	観察会議が適切に実施されているか	b
【判断した理由・根拠】 毎朝の職員会議で前日の子どもの状況について引継ぎが行われている。児童への対応上検討が必要な事項については協議し、決定事項は、共有フォルダー内の「連絡簿」ファイルに記載し、職員間で共有する仕組みとなっている。 日々の観察記録を参考にして、担当職員が作成する「行動観察表」は、職員会議で検討されたあと、援助方針会議に提出されている。「観察会議」としての記録は確認できなかった。			
V 一時保護の開始及び解除手続き 1 開始手続き			
	61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 児童福祉司からの情報や、入所後行う健康診断結果をもとに、子どもの背景や特性を把握して状況に応じた支援を行っている。生活に必要な日用品や、着替えは2日分を持ち込むことができる。持っていない子どもには、必要に応じて、支給・貸与を行い、衣服は、毎日洗濯して清潔な物を身に付けられるよう支援している。 衣服は、着ているか、洗濯して干しているかのどちらかとなっている。スポーツをしたり、所外レクリエーションに出かけることなどを考えると、着替えの量は十分か検討することも期待したい。			
	62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 ぬいぐるみやブランケット等、心理的に大切なもので、破損や盗難の可能性の低いものに限り、一部、子どもが所持できるよう認められている。 預かり品については、職員室保管・倉庫保管を明記して管理し、保護解除時に返還が行われている。 子どもにとって心理的に大切な物については、子どもが所持できるように更なる配慮が望まれる。			
2 解除手続き			
	63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
【判断した理由・根拠】 一時保護期間中に得られた子どもの情報は、「行動観察表」にまとめられ、援助方針会議を経て担当児童福祉司から施設職員や関係機関に情報提供されている。 必要に応じて、一時保護所職員が施設職員と面会し、子どもへの対応について説明する機会を持つこともある。			
	64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
【判断した理由・根拠】 子どもの所持物については、入所時に記載した「所持品一覧表」に記載された預かり品の詳細に沿って、保護所職員と担当児童福祉司立ち合いのもと、保護解除時に返還している。返還の際は、受領証を受け取っている。			